

件名 山梨県「平成19年度 P R T Rデータの概要」について  
 —— 化学物質の排出量・移動量の集計結果 ——

経緯

平成12年3月30日に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(略称：化管法)が施行され、P R T R制度(化学物質排出移動量届出制度)が導入されました。

P R T R制度とは、多種多様な化学物質がどのような発生源から、どのくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物などに含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを事業者自らが把握し、県を經由して国に届け出て、そのデータを国は集計し、公表する仕組みです。

この制度により、以下の効果が期待されています。

- ・ 事業者による自主的な化学物質の管理の改善の促進
- ・ 住民への情報提供を通じた、化学物質の排出状況・管理状況への理解の増進
- ・ 行政による化学物質対策の優先度の判断材料
- ・ 事業者と住民と行政で化学物質による環境リスクに関する正確な情報の共有

[概要]

1 対象となる化学物質  
 トルエン、ジクロロメタン、トリクロロエチレンなどの第一種指定化学物質(354物質。このうち、発ガン性が認められる12物質を特定第一種指定化学物質と規定。)

2 対象事業者  
 次の3つの要件を満たす事業者

(1) 全ての製造業、下水道業、産業廃棄物処分業など国が指定する23業種のいずれかに属する事業を営んでいる事業者

(2) 常用雇用者数21人以上の事業者

(3) 取扱量等、次のいずれかに該当すること

ア 対象となる化学物質のうち、いずれかの年間取扱量が1トン以上(特定第一種指定化学物質は0.5トン以上)である事業所を有する事業者

イ 下水道業を営み、下水道終末処理施設を設置している事業者

ウ ダイオキシン類対策特別措置法に規定する廃棄物焼却炉を設置している事業者

エ その他、産業廃棄物処理施設など国が定める施設を設置している事業者

3 その他

(1) 国は、対象とならない小規模な事業所や、農業、建設業などの非対象業種からの排出量及び自動車や家庭からの排出量を推計します。

(2) 国は、届出データと推計データを基に、物質ごとに業種別、地域別等に集計し公表します。(毎年2月ごろ)

(3) 山梨県では、国が公表したデータに基づき、山梨県内の集計結果を大気水質保全課のホームページ上で公表しています。(毎年7月ごろ)

(4) 平成21年10月1日から改正化管法政令が施行され、平成23年度の届出(平成22年度分の把握)から、対象物質である第一種指定化学物質が354物質から462物質に、特定第一種指定化学物質が12物質から15物質になります。また、対象業種に医療業が追加されます。

山梨県内の集計結果について

- 1 届出のあった事業所数 : 383件 (全国:40,725件 県国:0.9%)
- 2 届出排出量・移動量 : 2,728トン(全国:457,023トン 県国:0.6%)  
(内訳)
- (1) 環境への排出量 : 1,822トン(全国:234,299トン 県国:0.8%)
- ・ 大気への排出 : 1,801トン
  - ・ 公共用水域への排出 : 21トン
- (2) 事業所から出された移動量 : 906トン(全国:222,724トン 県国:0.4%)
- ・ 事業所外への廃棄物としての移動 : 896トン
  - ・ 下水道への移動 : 10トン
- 3 国がおこなった届出外排出量の推計 : 2,673トン(全国:292,339トン 県国:0.9%)  
(内訳)
- (1) 対象業種からの届出外排出量の推計 : 569トン (構成比:21.3%)
- (2) 非対象業種からの排出量の推計 : 473トン (同 :17.7%)
- (3) 家庭からの排出量の推計 : 396トン (同 :14.8%)
- (4) 移動体からの排出量の推計 : 1,235トン (同 :46.2%)

数値は四捨五入により端数処理しているため、合計と内訳が合わない場合がある。

\* 個別事業所データの公表について

環境省及び経済産業省は、P R T R届出の個別事業所データをホームページで公表していません。

大気水質保全課

大気担当

TEL 055-223-1510(直通)

6410(内線)

FAX 055-223-1512

## 1 排出量・移動量の届出状況

平成 20 年度（届出期間：平成 20 年 4 月 1 日から 6 月 30 日まで）には、平成 19 年度に事業者が把握した排出量・移動量について、県内 383 の事業所から届出がありました。

業種別に見た届出状況は次のとおりです。

業種別に見た届出状況

(単位:事業所)

業 種	H20年度届出数	H19年度届出数
製造業	117	113
食料品製造業	5	2
飲料・たばこ・飼料製造業	2	2
繊維工業	1	1
衣服・その他の繊維製品製造業	1	1
木材・木製品製造業	1	1
パルプ・紙・紙加工品製造業	1	1
出版・印刷・同関連産業	3	3
化学工業	8	8
石油製品・石炭製品製造業	1	1
プラスチック製品製造業	13	11
ゴム製品製造業	1	1
窯業・土石製品製造業	2	2
非鉄金属製造業	6	6
金属製品製造業	15	17
一般機械器具製造業	11	12
電気機械器具製造業	25	26
輸送用機械器具製造業	7	7
精密機械器具製造業	7	6
その他の製造業	7	5
ガス業	1	0
下水道業	17	17
石油卸売業	2	2
燃料小売業	208	206
洗濯業	1	1
自動車整備業	15	23
一般廃棄物処理業	14	14
産業廃棄物処分業	5	6
自然科学研究所	3	3
合 計	383	385

## 2 P R T R データの集計結果の概要

### (1) 届出排出量・移動量の集計結果

#### ア 届出排出量・移動量

事業者から届出のあった排出量・移動量の全体の内訳は、総届出排出量・移動量 2,728 トンに対して総届出排出量 1,822 トン、総届出移動量 906 トンとなっています。

総届出排出量の内訳は、大気への排出 1,801 トン（構成比：98.8%）、公共用水域への排出 21 トン（同：1.2%）となっています。また、総届出移動量の内訳は、事業所外への廃棄物としての移動 896 トン（構成比：98.9%）、下水道への移動 10 トン（同：1.1%）となっています。

	H19年度(トン)		H18年度(トン)	
		県/国(%)		県/国(%)
届出排出量・移動量	2,728	0.6	3,016	0.6
届出排出量	1,822	0.8	2,039	0.8
大気への排出	1,801	0.9	2,022	0.9
公共用水域への排出	21	0.2	17	0.2
届出移動量	906	0.4	976	0.4
事業所外への廃棄物としての移動	896	0.4	947	0.4
下水道への移動	10	0.5	29	1.3

\* 県/国(%)...当該項目における山梨県の全国に占める割合(以下同様)

#### イ 届出排出量・移動量の多い物質

届出排出量・移動量の多い上位5物質の合計は1,997トンで、総届出排出量・移動量2,728トンの73.2%に当たります。

物質名	排出量・移動量(トン)	構成比(%)	県/国(%)	H18年度(トン)	県/国(%)
トルエン	1,177	43.1	0.8	1,218	0.8
ジクロロメタン(塩化メチレン)	362	13.3	1.2	414	1.4
クロム及び三価クロム化合物	223	8.2	1.8	235	1.9
キシレン	142	5.2	0.3	268	0.5
スチレン	93	3.4	1.6	65	1.2

\* 構成比(%)...当該項目の山梨県全体に占める割合(以下同様)

#### ウ 届出排出量の多い物質

届出排出量の多い上位5物質の合計は1,639トンで、総届出排出量1,822トンの90.0%に当たります。

物質名	排出量(トン)	構成比(%)	県/国(%)	H18年度(トン)	県/国(%)
トルエン	1,089	59.8	1.1	1,115	1.1
ジクロロメタン(塩化メチレン)	316	17.3	1.7	358	1.8
キシレン	98	5.4	0.2	223	0.5
スチレン	77	4.2	2.6	48	1.7
トリクロロエチレン	59	3.2	1.3	61	1.3

## エ 業種別の届出排出量・移動量

届出排出量・移動量の多い上位 5 業種の合計は 1,941 トンで、総届出排出量・移動量 2,728 トンの 71.2%を占めます。

なお、製造業における届出排出量・移動量の合計は 2,688 トンで、総届出排出量・移動量の 98.6%に当たります。

	排出量・移動量(トン)	構成比(%)	県/国(%)	H18年度(トン)	県/国(%)
輸送用機械器具製造業	506	18.5	0.9	600	1.0
一般機械器具製造業	438	16.1	2.6	591	3.6
電気機械器具製造業	426	15.6	1.7	482	1.8
出版・印刷・同関連産業	298	10.9	1.6	207	1.1
金属製品製造業	273	10.0	1.0	426	1.5

## オ 業種別の届出排出量

届出排出量の多い上位 5 業種の合計は 1,267 トンで、総届出排出量 1,822 トンの 69.5%に当たります。

	排出量(トン)	構成比(%)	県/国(%)	H18年度(トン)	県/国(%)
輸送用機械器具製造業	447	24.5	0.9	545	1.1
出版・印刷・同関連産業	284	15.6	1.9	195	1.4
金属製品製造業	222	12.2	1.2	379	2.0
一般機械器具製造業	158	8.7	1.2	283	2.2
電気機械器具製造業	156	8.6	1.8	164	1.9

## (2) 届出外排出量の集計結果

環境省及び経済産業省が推計を行なった本県の届出外排出量の合計は 2,673 トンです。

届出外排出量の種類	届出外排出量(トン)	構成比(%)	県/国(%)	H18年度(トン)	県/国(%)
移動体からの排出量	1,235	46.2	1.2	1,412	1.2
家庭からの排出量	396	14.8	0.9	438	0.9
非対象業種からの排出量	473	17.7	0.5	503	0.5
対象業種からの届出外排出量	569	21.3	1.0	575	1.0

)対象業種に属する事業を営む事業者からの排出量であるが、従業員数、年間取扱量その他の要件を満たさないため届出対象とならないもの

## (3) 届出排出量と届出外排出量の合計

### ア 届出排出量と届出外排出量の合計

	排出量(トン)	構成比(%)	県/国(%)	H18年度(トン)	県/国(%)
届出排出量	1,822	40.5	0.8	2,039	0.8
届出外排出量	2,673	59.5	0.9	2,929	0.9
合計	4,495		0.9	4,968	0.9

イ 届出排出量と届出外排出量の合計の多い物質

届出排出量と届出外排出量の合計の多い上位 5 物質の合計は 3,144 トンで、全体の 69.9%に当たります。

物質名	届出排出量(トン)	届出外排出量(トン)	合計排出量(トン)	構成比(%)	県/国(%)	H18年度合計排出量(トン)	県/国(%)
トルエン	1,089	741	1,830	40.7	1.1	1,933	1.1
キシレン	98	518	616	13.7	0.6	771	0.7
ジクロロメタン(塩化メチレン)	316	18	333	7.4	1.6	368	1.7
ポリ(オキシエチレン) = アルキルエーテル	3	181	184	4.1	1.0	185	1.0
エチルベンゼン	32	150	181	4.0	0.6	207	0.6

(4) 特定第一種指定化学物質の届出排出量・移動量と届出外排出量の集計結果

354 物質のうち、人に対して発がん性が認められるものは特定第一種指定化学物質 (12 物質) に規定されており、これらの物質の届出排出量・移動量の合計は 47 トン、届出外排出量の合計は 144 トン、総計は 191 トンです。

また、上位 3 物質の合計は 190 トンで、特定第一種指定化学物質の届出排出量・移動量及び届出外排出量の 99.5%に当たります。

なお、ダイオキシン類の届出排出量・移動量及び届出外排出量の合計は 0.016kg-TEQ です。

	届出		届出外排出量(トン)	合計(トン)	構成比(%)	県/国(%)	H18年度(届出・届出外合計)(トン)	県/国(%)
	排出量(トン)	移動量(トン)						
ベンゼン	2	0	141	144	75.4	1.1	167	1.1
ニッケル化合物	1	42	1	44	23.0	1.3	45	1.1
エチレンオキシド	2	0	1	3	1.6	0.6	3	0.5
ダイオキシン類	0.00070 kg-TEQ	0.014 kg-TEQ	0.00093 kg-TEQ	0.016 kg-TEQ	-	0.5	0.020 kg-TEQ	0.6

化学物質用途説明資料

物質名	主な用途
トルエン	洗浄剤、溶剤（塗料、インキ）、ガソリン成分、合成原料（可塑剤、合成繊維、染料、香料、有機顔料、火薬）
ジクロロメタン （別名：塩化メチレン）	洗浄剤（金属脱脂）、溶剤、その他（冷媒、エアゾール噴射剤、インキ成分、ペイント剥離剤）
クロム及び三価クロム化合物	鑄造用砂型材原料、ステンレス鋼、顔料
キシレン	ガソリン・灯油成分、溶剤（塗料、農薬、石油精製）合成原料（合成繊維、樹脂、染料、有機顔料、可塑剤、医薬品）
トリクロロエチレン	洗浄剤、溶剤（染料、生ゴム、硫黄、ピッチ、塗料）、合成原料（フロンガス）、農薬（殺虫剤）
クロロホルム	合成原料（フッ素系冷媒、フッ素樹脂）溶剤（ゴム・メチルセルロース用）、医薬品（麻酔剤）
ホリ（ $C_{12}H_{25}O_2$ ）=アルキルエーテル	乳化剤、可溶化剤、分散剤（農薬、切削油、インキ、化粧品、医薬品）
エチルベンゼン	合成原料（スチレン）、溶剤（油性塗料、接着剤、インキ）
ベンゼン （特定第一種指定化学物質）	合成原料（染料、合成ゴム、合成樹脂、合成洗剤、医薬品、農薬等）、溶剤、ガソリン成分
ニッケル化合物 （特定第一種指定化学物質）	顔料、メッキ
エチレンオキシド （特定第一種指定化学物質）	合成原料（エチレングリコール、エタノールアミン、1,4-ジオキサン、界面活性剤）、殺菌剤
ダイオキシン類 （特定第一種指定化学物質）	廃棄物焼却炉等からの非意図的生成物

数値については、四捨五入により端数処理しています。そのため、合計と内訳が合わない場合があります。

平成18年度データについては、平成21年2月の国の公表後に変更のあった届出事項を修正したデータを使用しています。